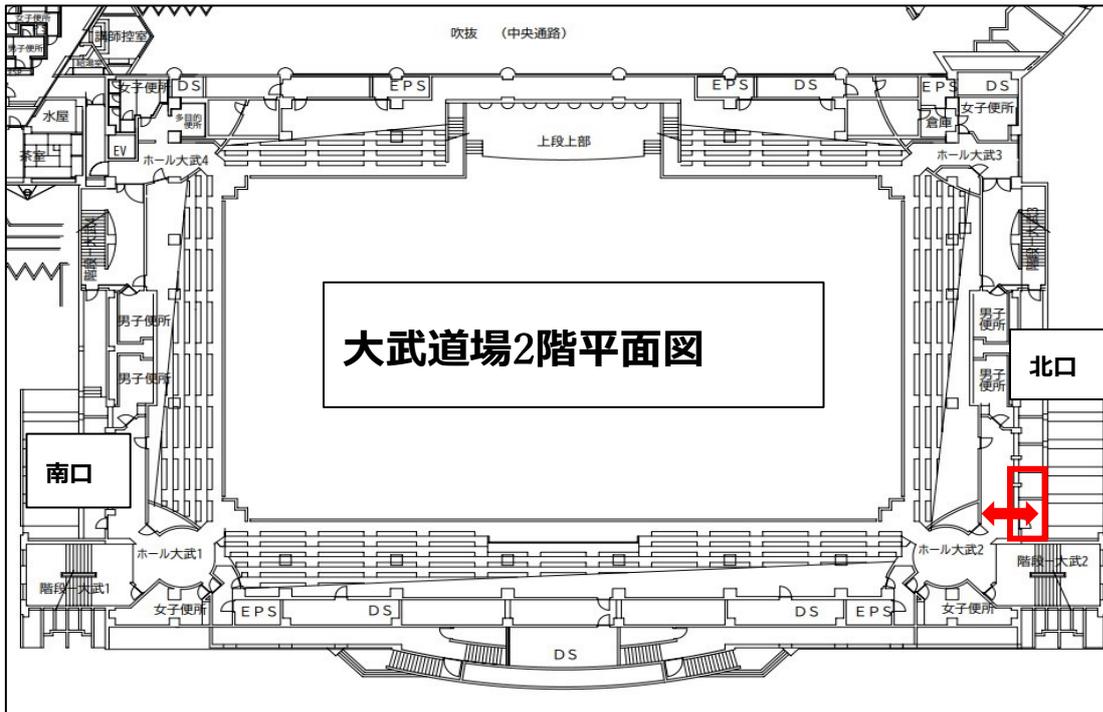


臨時喫煙所の場所は、以下の図をご確認ください。



3 遵守事項は、以下のとおりです。

- (1) 喫煙所の利用に関しては、利用する団体の責任の下で運用を行うこと。  
また、大会等の選手・役員等、観覧者など全ての関係者に、利用にあたっての遵守しなければならない事項の周知・徹底及び利用ルールの厳守を図ること。
- (2) 利用にあたっては、館の職員の指示に従わなければならない
- (3) 利用する団体は、次に掲げる利用ルール全てについて従わなければならない。
  - (ア) 喫煙マナーの徹底(ポイ捨て禁止、路上喫煙禁止、受動喫煙防止、嫌煙者への配慮)
  - (イ) 人数制限
  - (ウ) 会話禁止
  - (エ) 飲食禁止
  - (オ) ベンチに着座しての利用
  - (カ) 吸殻以外のゴミ捨て禁止
- (4) 喫煙所開設の時間帯は、出入口に必ず係員を配置し、利用者のマナー厳守に努めること
- (5) 館は、喫煙所の利用者同士のトラブルなど一切の責任は負わない
- (6) 利用者の過失により、施設、設備等に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない

遵守事項が守れないなど違反が見受けられた場合は、直ちに喫煙所を閉鎖いたします。  
その際、返金はありません。

